

公告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和8年9月11日

収支等命令者

佐賀県環境センター

所長 北川 信吉

1 競争入札に付する事項

(1) 契約名 カラーデジタル複写機（複合機）の賃貸借及び複写サービス単価契約

(2) 複写機及び複写サービスの仕様等

入札条件書による

(3) 契約期間 令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

(4) 納入場所 佐賀市鍋島町八戸溝119-1 佐賀県環境センター 執務室

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1) 物品等の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

(5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネージメントシステム（ISMS）認定基準に基づく認証」を取得していること。

(6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(7) 過去3か年で本業務と種類を同じくする契約を締結し、又は履行中となる契約があり、その契約期間の合計が6か月以上で、確実に履行した実績を有する者であること。

(8) 入札条件書（仕様書）の要件を満たす物品を賃貸借開始日までに納入できる者であること。

(9) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者でないこと及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」、「営業概要書」及び「同種業務の履行実績調書」、「応札仕様書」、応札しようとする複合機のカatalogを令和8年9月 日（ ）午後5時まで下記に担当課へ持参又は郵送（必着）すること。

提出した関係書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、必要に応じて別途資料の提出を求めることがある。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

※担当課

〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝119-1

佐賀県環境センター 総務課

電 話：0952-30-1616

E-mail:kankyousenta@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認

3の提出書類を確認の上、入札参加資格の適否を決定し、令和8年9月17日（木）までに確認結果を通知する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札条件書の交付場所及び問い合わせ先

3の担当課に同じ

(2) 入札条件書の入手方法

佐賀県のホームページから入手できる。

また、令和8年9月11日（金）から令和8年9月17日（木）までの日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、上記5の（1）においても交付する。

（3）入札説明会

実施しない。

（4）入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 令和8年9月18日（金）午前10時

イ 場 所 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝119-1
佐賀県環境センター 会議室1

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

エ その他 入札書に関する事項は「入札条件書」に記載している。

（5）開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

（6）注意事項

入札書は入札当日の日付で記入してください。

入札当日、代理人の方は、必ず委任状及び代理人の印鑑を持参すること。

※入札書及び委任状の様式は、入札条件書による。

6 その他

（1）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

（2）入札方法に関する事項

ア 入札書に記載する入札金額は、入札条件書で指定する複数項目の単価を記載することとする。

なお、賃貸借料及び追加サービス料金については、円単位で記載し、複写サービス料については10銭単位まで記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」を、末尾に「—」を付記すること。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者
- ウ 当該競争入札について不正行為を行った者
- エ 入札書の金額及び氏名について、誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- カ 入札価格の記載において(2)のウの条件を満たさない入札書を提出した者
- キ 入札書の内容を訂正したものを提出した者
- ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ケ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者
- コ 1 人で 2 以上の入札をした者
- サ 代理人でその資格のない者
- シ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 入札又は開札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(6) 落札者の決定方法

- ア 賃貸借料の総額及び複写サービス料のすべての項目の単価がそれぞれの予定価格の範囲内であり、かつ賃貸借料の総額と複写サービス料の各項目の単価の予定数量を乗じて得た額の合計金額(予定総額)が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 第 1 回の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

エ 再度入札は1回目を含め3回を限度とし、再度入札においても落札者がいない場合は、3回目の再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

(7) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として2週間以内に契約書を提出しなければ、その落札は無効とする。

(8) 詳細は、入札条件書を参照すること。

(9) 問い合わせ先

〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝1 1 9-1

佐賀県環境センター 総務課

電 話：0952-30-1616

E-mail:kankyousenta@pref.saga.lg.jp